# 北区神谷中サブファミリー 施設一体型小中一貫校 開校推進協議会報告書

平成 30 年 1 月 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校 開校推進協議会

本協議会は、北区で初めてとなる施設一体型小中一貫校を神谷中サブファミリーに設置するために、その「全体構想」に関する協議を行うことを目的として、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」(平成29年2月北区教育委員会策定、以下「基本方針」という。)に基づき設置されました。

平成29年6月の発足以降5回にわたり、①開校に向けた推進体制、②教育内容及び学校経営の骨子、③学校施設の概要・規模・配置等、④学校施設整備の進め方、 ⑤学校周辺の整備などについて協議を行ってまいりました。

義務教育学校として設置する施設一体型小中一貫校は、基本方針において、これからの北区の小中一貫教育の牽引役という重責を担った学校として位置付けられています。また、北区初の施設一体型小中一貫校でもあり、本協議会では、慎重かつ自由闊達な協議が実現できるよう心がけました。

特に、学校施設については、小中一貫校に求められる機能や配慮すべき事項等についてより充実した議論を行うため、先進区の事例を視察に行くなど、時間をかけて協議を進めてまいりました。

また、この間、周辺住民の方々から、大規模な学校施設が建つことや公園を移設することに対する反対や不安の声が教育委員会に寄せられました。本協議会では、 そのような声も踏まえ、周辺住環境に十分配慮することを前提として設置計画を進めるべきことを確認したところです。

全体構想の策定に向けての協議を行う中で、各委員から様々な意見が出されました。神谷中サブファミリーの子どもたちの将来を思う気持ちは一致しており、地域の住民及び各委員からの貴重な提案を踏まえて、最終的に本報告書をまとめることができました。

ご尽力いただいた委員各位に心から感謝の意を表する次第です。

今後、本報告書を踏まえて全体構想が策定され、学校施設の設計、建築工事等が

進められていくとのことです。

新たに生まれる施設一体型小中一貫校が、まさに北区の小中一貫教育の牽引役となって、神谷中サブファミリー及び北区全体の学校教育の向上が図られるとともに、安全で暮らしやすいまちづくりの核として、地域に開かれ、愛され、地域とともに発展していくことを切に願っています。

平成30年1月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会

座長 藤井穂高

# 目 次

第1章 協議・検討にあたって
1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想・・・・・・・1
2 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2章 基本的な考え方
1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・2
2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・2
3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・2
4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・3
第3章 教育内容
1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・4
3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・5
4 部活動について:・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・5
6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・6
第 4 章 学校経営
1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・7
2 PTA活動について・・・・・・・・・・・・・・・・7
3 地域との連携について ・・・・・・・・・・・・・・・7
第 5 章 施設整備
1 施設配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2 学校施設の概要
(1)施設構成及び規模 ・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(2)主な施設について・・・・・・・・・・・・・・・・10
(3)安全・防災について・・・・・・・・・・・・・・・11
(4)地域拠点としての学校整備について・・・・・・・・・・・11
(5)近隣住環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・11
3 学校施設整備の進め方について ・・・・・・・・・・・・・12
4 学校の周辺整備について ・・・・・・・・・・・・・・・13
第6章 推進体制及び開校までのスケジュール
1 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2 開校までのスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・15
【参考資料】
神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会「その他の主な要望」・・16
神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱・・・・17
神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過 ・・・・21
【別添資料】
第1回~第5回配付資料

# 第1章 協議・検討にあたって

## 1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想

全体構想を協議・検討するにあたって、次の2点を確認した。

- ・ 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会(以下「協議会」という。)の役割は、神谷中学校サブファミリーに設置する施設一体型小中一貫 校の全体構想を策定するために必要な事項について協議・検討し、その結果を 取りまとめ北区教育委員会に報告することであること。
- ・ 協議・検討するにあたっては、北区教育委員会が定めた北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針(以下「基本方針」という。)を踏まえ、これに沿って進める。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合は協議・検討の対象とすることは可能であること。

## 2 検討の進め方

協議・検討にあたっては、本協議会の設置要綱に定められた所掌事務を踏まえ、 次の事項について協議・検討することとした。

- ・ 推進体制及びスケジュールについて
- 教育内容について
- 学校経営について
- 学校施設の概要について
- 学校施設の規模について
- 学校施設の配置について
- ・ 学校施設整備の進め方について
- 学校の周辺整備について
- その他必要な事項について

# 第2章 基本的な考え方

#### 1 施設一体型小中一貫校の位置付け

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校(以下「施設一体型小中一貫校」という。)は、「基本方針」及び平成28年4月1日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、同法第一条に定める新しい学校種の義務教育学校として位置付けて設置するものとする。

#### 2 施設一体型小中一貫校の役割

施設一体型小中一貫校は、すべての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものである。

小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中1ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指す必要がある。

北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果について、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図ることを期待する。

#### 3 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用することを基本とするが、小中一貫校であることを踏まえて、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる。なお、学区域の変更に係る指定校変更については柔軟な対応を取る必要がある。

# 4 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けることとする。

# 第3章 教育内容

#### 1 小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施 方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム及び北区保幼小接続期カリキュラ ム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性 に配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を 推進していくことが大切となる。施設一体型であることの長所を最大限に生かし、 新たな教育課題等に積極的に取り組む必要がある。

## 2 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していること等を考慮し、6-3制を基本とする。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等の 長所を可能な範囲で取り入れることが望ましい。

(第2回協議会資料6より抜粋)

## 6-3制のメリット

- 6-3制は、転出入に柔軟に対応が可能
- 他のサブファミリーと連携が取りやすい。
- ・ 小学校5・6年生は中学校と同様の50分授業とし、特定の教科で 小学校(前期課程)6年生時に中学校(後期課程)の一部の内容を指 導できる。中学校(後期課程)では小学校(前期課程)の内容を手厚 く補充指導できる。
- ・ 小学校(前期課程)6年生の教室は中学校(後期課程)の教室の近くに配置できる。
- ・ 副校長を複数配置し、例えば小学校(前期課程)担当、中学校(後期課程)担当、小中連携(前期・後期課程連携)担当など3名で教育活動をしっかり管理できる。

- ・ 希望する小学校5・6年生には、部活動参加を推奨し、縦割りの良 さを充実できる。
- ・ 運動会等行事は、学校や地域の実情に合わせて、学年の区切りを変えて実施できる。
- ・ 区切りを踏まえ、適切な教育環境を整えることができる。例えば、 習熟度別学習や異学年交流に適した教室、小学校(前期課程)と中学 校(後期課程)の体育が同時に実施できる体育館や運動場が挙げられる。

#### 3 教科担任制について

施設一体型小中一貫校は、小学校高学年(5年生・6年生)を対象として、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動(英語)等についての教科担任制の導入を図ることとする。

#### 4 部活動について

施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年(5年生・6年生)について、部活動への参加を図ることが望ましい。ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては充分な検討が必要であることに留意する。

部活動の顧問については、中学校や小学校の教員のみならず、国の動向を踏ま えて外部指導員の活用などを検討し、部活動の種類(量)や指導内容(質)の充 実を図ることが望ましい。

#### 5 学校行事の実施について

学校行事(儀式的行事、文化的行事、体育的行事等)については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を図ることが望ましい。ただし、行事の内容や目的により、5年生~7年生の3学年での実施や、1年生~4年生と5年生~9年生に分けた実施等、施設一体型ならではの創意工夫による学校行事とすることが望ましい。

# 6 特別支援学級について

施設一体型小中一貫校には、配慮が必要な児童生徒をはじめ、すべての児童生徒が学びやすい環境、児童生徒の互いに認め合う価値を重視する学校を実現するため、特別支援学級を設置することが望ましい。特別支援学級の設置を検討するにあたっては、第3次北区特別支援教育推進計画を踏まえることとする。

# 第4章 学校経営

## 1 教職員体制について

施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置する。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程(前期課程)を管轄する副校長1名、中学校の教育課程(後期課程)を管轄する副校長1名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネート役となる副校長1名の配置といった複数の副校長を配置する。これにより、一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導の実現を期待する。

また、すべての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、1~9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入等を検討する。

## 2 PTA活動について

PTAのあり方については、任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要がある。

施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、PTA活動についても出来る限り小・中が合同で活動することが望ましい。そのため、小・中合同でのPTA活動を支援するための環境を整備し、会長等役員の負担を減らす体制とすることが必要である。

#### 3 地域との連携について

施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体 となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールに指定する。

# 第5章 施設整備

#### 1 施設配置

施設配置については、良好な教育環境の確保の下、授業時間の確保、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、公園機能の向上などを議論した結果、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とすることとする。具体的な考え方は、次頁のとおりである。



## ① 安全性の確保

グラウンドと校舎は、児童生徒を見守ることができる隣接した位置とし、救 急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保することが安全上重要である。

# ② 十分な広さのグラウンドの確保

1つの大きなグラウンドとすることで、授業や部活動に十分な広さを確保することができる。また、小・中合同の行事等にも柔軟に対応できる。

#### ③ 授業時間の確保

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合する。

したがって、普通教室とグラウンド及び各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒 が円滑に移動できる配置とすることが重要である。

#### ④ 児童・生徒の負担軽減等

移転や通学路変更など児童・生徒への負担が少なく、慣れた環境での学校生活が可能である。

## ⑤ 公園機能の向上

公園設置後79年を経過しており、施設の老朽化も見られることから、公園の 移転を機にして北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、公園面 積を拡充して、誰もが安全に楽しく利用できる公園となることを期待する。

#### 2 学校施設の概要

#### (1)施設構成及び規模

施設	内 訳
普通教室	1~6年生 24教室
	7~9年生 9教室
特別支援学級	特別支援学級
	特別支援教室
多目的室	転用可能教室

放課後子ども総合プラン	学童クラブ 放課後ルーム	
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭科室、図書館、ランチルーム 等	
体育館	メインアリーナ・サブアリーナ	
管理諸室	職員室、会議室、昇降口、更衣室、機械室、防災備蓄室 等	
共有部分	廊下、階段、トイレ 等	
全体床面積 約16,000㎡		

#### 運動場

約8,500㎡

学校施設の規模については、児童生徒数の推計に基づき、適正な規模にする必要がある。

#### (2) 主な施設について

- ○普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定が必要であること。 普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動で きる配置が望ましい。
- ○特別教室 ⇒ 各学年の利用頻度を考慮し、アクセスしやすい位置に配置する必要がある。また、相互乗り入れ授業や教科担任制の導入を考慮し、小学校と中学校で共用できる十分な特別教室を整備することが望ましい。
- ○図書館⇒すべての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保する必要がある。
- ○体育施設 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置する必要がある。
- ○管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は 1つに集約して整備することが望ましい。また、保健室や相談室、 倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十 分な広さを確保することが望ましい。

- P T A 室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に 必要な会議室等を整備する必要がある。
- ○放課後子ども総合プラン施設 ⇒ 学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備する必要がある。
- ○グラウンド ⇒ 1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保する必要がある。また、低学年の遊び場として安全性にも配慮した整備、運用とすべきである。

なお、放課後の部活動とわくわくひろばが安全に活動できるよう整備することが必要である。

○プール ⇒ 夏季において1年生から9年生までが余裕をもって活動できるような施設整備を検討する必要がある。

#### (3) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行う必要がある。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保する必要がある。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常用 発電機などを設置することとする。
- ③ 雨水流出抑制施設を含め災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的な防災拠点としての機能が整備されることを期待する。
- (4)地域拠点としての学校整備について
- ① 学校を地域の生涯学習活動等の拠点として捉え、会議室や体育館及び特別教室等は地域への貸出を想定した整備を行う。
- ② 地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど 地域環境と調和した学校施設の整備が望ましい。

#### (5) 近隣住環境への配慮

- ① 歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能 との連携のほか、建物の意匠についても配慮する。
- ② 現在都市計画公園がある位置に校舎の建設を予定していることから、小中一 貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境にもできる限り配慮し た検討が必要である。

#### 3 学校施設整備の進め方について

校舎の建設に際しては、神谷小学校と神谷中学校の児童・生徒の引っ越しの負担を避けるため、校舎が竣工するまで仮移転の必要がない建設方法(居ながら改築※)を検討する。

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりである。

平成30年度 ① 基本設計

平成31年度 ① 実施設計

② 神谷体育館の解体工事及び神谷公園施設の撤去工事

平成32年度~平成34年度

① 校舎の新築工事

平成35年度 ① 神谷小学校の既存校舎等の解体⇒ グラウンド整備

② 神谷中学校の既存校舎等の解体⇒公園整備

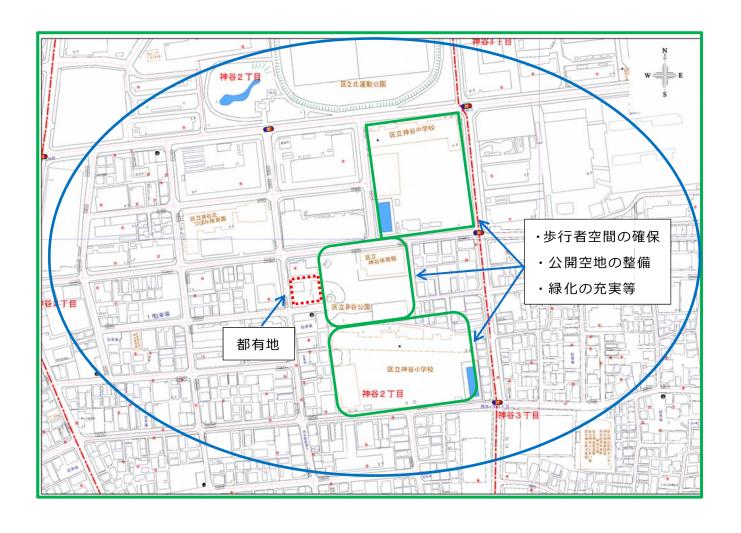
平成36年度 工事完了

※ 現時点では、校舎及び体育館を解体することなく、新校舎を建設する居ながら 改築を前提としている。

#### 4 学校の周辺整備について

施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を図り、沿道や地域景観に配慮した工夫を行う。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図る。

また、学校運営の更なる充実を図るため、神谷公園西側に隣接する都有地等の取得について積極的に検討する。



# 第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

# 1 推進体制

施設一体型小中一貫校の推進体制は、以下のとおりとする。

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会 カリキュラム検討委員会	○ 校のでは、	【委員】 自治会・町会長 【委員】 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校 PTA代表 小中学 校 RTA代表 小中学 校 RTA代表 小中学 校 RTA代表 小中学 模 ATA RTA RTA RTA RTA RTA RTA RTA RTA RTA
新築基本計画等検討 委員会	○新築基本計画、基本設計及び実施 設計に関すること	【委員】 区職員
新 築 基 本 設 計 ワークショップ	○新築基本設計に伴う整備コンセ プトや配置・平面プランに関する こと ワークショップにおいて提案・意見	【メンバー】 地域住民、PTA、 学校職員等 【を取りまとめたとき及び
	基本設計(案)を作成したときに、 会を開催する予定である。	

<sup>※</sup>各委員会の検討状況等については、適宜他の委員会へ報告する。

# 2 開校までのスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりとする。



#### 【参考】

公園整備に係るスケジュール

(第1回協議会資料10より抜粋)

H 3 0 年度	H 3 1 年度	H 3 2 年度	H 3 3 年度	H 3 4 年度	H 3 5 年度	H 36年度	H 37年度
(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025年度)
都市計画変更				設言	   	工事	新公園開設

## 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会「その他の主な要望」

#### PTA関係

- PTA活動について、会長1人、いわゆる現状の会長の人数、役員の人数でというのは無理だと思う。各PTA連合の活動もあり負担がふえる。同じ学校に会長が2人いるのは変な話ではあるが、そちらのほうがスムーズにいくと思う。
- 小中一貫校に実際に子どもを通わせる保護者に向けた説明の場を設けてほしい。

#### 周辺施設関係

- 神谷体育館がなくなることへの対応を検討してほしい。
- 移設した公園が北運動公園と向かい合うので、幹線道路を間に挟んだ公園になるが、子どもの飛び出し等危険性への対策を考えてほしい。
- 稲田小学校の跡地を、小中一貫校の部活等に利用することや、育農の場所として 優先的に利用することも考えてほしい。
- 公園整備については、専門家の助言を受けながら進めてほしい。
- 旧神谷第二小学校の跡地を、小中一貫校の第二グラウンドのような形で利用できるようにしてほしい。

#### 施設整備関係

- 国産材を活用し、木のぬくもりを感じる学校にぜひしてほしい。
- 日本語が話せない子どものための特別教室等も想定しておいてほしい。
- 小中一貫校は防災拠点に位置づけるとのことなので、震災時の地区本部となる地域振興室を入れるような設計をしてほしい。
- 北清掃工場が建替えられるが、その熱源の一部を小中一貫校に引っ張り、温水 プールとする設計にしてほしい。
- 今のプールは塩素の使用量が多いので、水質基準を保つため使用量を最小限にできるように検討し、子どもの体にやさしいプールにしてほしい。

#### その他

- 構想、規模を考える段階で、もっと夢のある学校の構想を出してもらいたい。
- 新しいマンションが建って子どもの数が増えるなどの環境の変化があった場合、 もう決まっているからということではなく、変更も検討してほしい。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29 北教教政第1308号 平成29年6月23日 教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針(以下「基本方針」という。)に 基づき、神谷中サブファミリーエリア(北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及 び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。)に 施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷 中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。
  - (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
  - (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
  - (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
  - (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
  - (5) 学校周辺の整備に関すること。
  - (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

#### (構成)

- 第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1 名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区前務する職員3名以内の委員をもって構成する。
- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが 出来る。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、 教育長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会議)

- 第5条 協議会は、座長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が 協議会に諮って定める。

付 則(平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号) この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

別 表神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿 (敬称略)

		T
	所 属	氏 名
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高
子畝柱級省	法政大学教授	杉崎 和久
	神谷一丁目町会	三浦 軍時
	神谷二丁目南町会	下山 豊
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一
	神谷二丁目北町会	森 薫弘
	神谷三丁目町会	安田 勝彦
町会・自治会	神谷新生自治会	岡山 嘉夫
等推薦委員	富士自治会	髙橋 英太郎
【最大 13 名】	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信
	神谷二丁目12号棟自治会	庄司 純子
	赤羽南自治会	金子 勝男
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守
	東十条 5 丁目町会	浜田 美佐子
	東十条6丁目町会	加藤 正志
青少年	青少年神谷地区委員会	河村 謙
地区委員会	青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
推薦委員 【3名】	青少年東十条地区委員会	鈴木 將雄
		中根 健二
小中学校	神谷小学校 P T A ( 2 名)	横田 雅美
РТА	稲田小学校PTA(2名)	溝口 文康
推薦委員	個四小子仪PIA(2石)	山岸 真朗
【6名】	地公内兴林 D. T. A. ( 2. 左 )	内田 靖徳
	神谷中学校 P T A ( 2 名)	森田薫

	神谷小学校校長	大塚 順司
	神谷小学校副校長	鎌田 康史
小中学校 人 代表	稲田小学校校長	小島 みつる
【6名】	稲田小学校副校長	小杉 晃
	神谷中学校校長	島津 睦雄
	神谷中学校副校長	関根 克洋
	子ども未来部長	栗原 敏明
区職員 【3 名】	まちづくり部長	横尾 政弘
	土木部長	荒田 博

# 【事務局】

教育振興部長	田草川 昭夫
教育政策課長	野尻 浩行
学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
学校支援課長	浅香 光男
生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
教育指導課長	山崎隆
子ども未来課長	銭場 多喜夫
営繕課長	丸本 秀昭
都市計画課長	寺田 雅夫
道路公園課長	佐野 正徳
教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
教育政策課教育政策主査	石山 永夫
教育政策課指導主事	大塚 尚弘
教育政策課	槇 朋子
教育政策課	田中 堅一郎
教育政策課	筬島 茂久
	教育政策課長学校改築施設管理課長学校支援課長生涯学習・学校地域連携課長教育指導課長子ども未来課長営繕課長都市計画課長道路公園課長教育指導課指導係統括指導主事教育政策課教育政策主查教育政策課教育政策課教育政策課

# 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過

回数	日付	協議内容等
1	平成 29 年 6 月 29 日 (木)	1.座長及び副座長の選出
		⇒座 長:筑波大教授 藤井委員
		副座長:法政大教授 杉崎委員
		2.協議会の結果等の周知
		⇒(1)協議会の開催ごとに協議会だよりを発
		行し、町会・自治会の回覧板、掲示板に
		よりお知らせする。サブファミリー内の
		小中学校の児童・生徒を通じて、全保護
		者へ配布するとともに、幼稚園、保育園
		及び児童館へは掲示を依頼する。
		(2) 協議会議事要録を作成し、サブファミ
		リー内の地域振興室等で閲覧ができるよ
		うにする。
		(3) 協議会だより及び協議会議事要録は北
		区ホームページに掲載する。
		3.「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方
		針」、「全体構想の協議方法」、「今後のスケジュ
		ール」等について説明
2	平成 29 年 8月 8日(火)	1.推進体制及びスケジュールについて
		2.教育内容について
		⇒(1) 学年段階の区切りは教育課程の区分や
		区内外の他の小中学校との調和を図るた
		め、6-3制とする。4-3-2制等の
		良さも極力取り入れる。
		(2) コミュニティ・スクールとしてスター
		トさせ、地域の思いや考えを教育活動に反
		映させる。
		(3) 特別支援教育の充実のため、特別支援学
		級を設置する方向で検討する。

		3.学校経営について
		⇒ 現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤
		羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神
		谷小学校と現稲田小学校の通学区域に一致させ
		る。
		4.学校施設の概要について
		⇒次回(第3回)に詳細を協議する。
3	平成 29 年 10 月 11 日(水)	1.学校施設の規模について
		⇒ 施設一体型小中一貫校は、全体床面積につ
		いて概ね 16,000 ㎡を基本的な規模とするこ
		とを協議した。
		2.学校施設の配置について
		⇒ 次回(第4回)において、校舎の配置が具
		体的にイメージできる建物のボリュームを示
		す資料を事務局から提示し、配置について詳細
		を協議する。
4	平成 29 年 12 月 5 日 (火)	1.北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校
		全体構想策定について(報告書)(未定稿)説明
		2.学校施設の配置について
		3.学校施設整備の進め方について
		4.学校の周辺整備について
5	平成 30 年 1 月 18 日 (木)	北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開
		校推進協議会報告書(案)説明

視察	平成 29 年 10 月 5 日 (木)	施設一体型小中一貫校の品川区立豊葉の杜学園
		(品川区二葉1丁目3番40号)を視察